

平成 30 年 天草市農業委員会第 3 回総会議事録

平成 30 年 3 月 27 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	山本隆久君	4 番	君
5 番	宮崎義一君	6 番	黒川紀世子君
7 番	松下二六一君	8 番	井島安一君
9 番	本田実君	10 番	君
11 番	嶋田浩二君	12 番	富崎ますみ君
13 番	中川徹君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

4 番	中村三千人君	10 番	小堀田幸一君
-----	--------	------	--------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（7 名）

事務局長	山並正	局長補佐	藤本寿
参事	小松通利	主任	寺澤大介
主査	田中剛史	主査	柿塚一
主査	大林喜光		

4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 12 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 14 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 15 号 非農地通知書交付申請について
日程第 7	議第 16 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定について
日程第 8	報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（山並正君） ただいまから平成 30 年天草市農業委員会第 3 回総会を開催いたします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。ここ数日、晴れ間が続いており、お忙しいところとは思いますが、お集まりいただきありがとうございます。それでは、本日もよろしくをお願いします。

○事務局（山並正君） ありがとうございます。本日は、4 番中村委員、10 番小堀田委員から欠席の届けが出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

---

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、3 番山本委員、5 番宮崎委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 11 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。栢宇土町の譲受人は、栢宇土町の譲渡人より、栢宇土町の畑 693 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栢宇土小学校から東へ約 400m、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜及び果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。倉岳町の譲受人は、東京都の譲渡人より、倉岳町の田 180 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳グラウンドから北東へ約 0.2km、青色で着色した県道倉岳有明線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはイチゴを栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の田 1,257 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本中学校から北へ約 0.1km、青色で着色した国道 266 号線の北東側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第12号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の2ページをお開きください。1番について説明します。

転用者は東浜町の個人で東浜町の畑 186 m<sup>2</sup>を宅地にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から西へ約 300m、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第 3 種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、自宅に隣接するため庭地及び一部菜園として利用する計画です。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。現地は、既に庭及び菜園として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2 番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の田 215 m<sup>2</sup>と畑 1,804 m<sup>2</sup>を通路及び資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡五和農協五和西支店から南へ約 200m、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、石材加工業を営んでおり、加工用の石材等の資材置場と通路として整備し利用する計画です。また、計画については、県土木部と協議済です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に資材置場として利用されているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。転用者は下浦町の個人で下浦町の畑208㎡を墓地とする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東小から南西へ約800m、青色で着色した国道266号線の南西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、現在の墓地が急傾斜地にあり土砂崩れがあるため、家の近くを3区画の墓地として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第13号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は今釜新町の法人で、今釜町の畑165㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から北へ約400m、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、来客が多くなり既存の駐車場では不足しているため、駐車場4台分として整備する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は、既に駐車場として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2番について説明します。転用者は栄町の法人で、浜崎町の畑1,238㎡を売買により取得し、宅地分譲する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校から西へ約300m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、申請地地域は住宅用地としての需要がとても高く、事業性が十分に見込まれるため、宅地分譲地6区画として整備する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の畑631㎡を贈与により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所新和支所から北へ約2.5km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅を1棟、農業資材等を置く小屋を1棟、3台分の駐車場、残地を畑、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。転用者は河浦町の個人で、河浦町の畑208.92㎡を贈与により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦高校から北へ約5km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅を1棟、2台分の駐車場、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第14号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の5ページからご説明いたします。利用権の新規設定の計画が27件、再設定の計画が7件、転貸2件、合計36件で、総面積は105,034㎡となっております。転貸の2件は、農地利用集積円滑化団体のあまくさ農業協同組合及び本渡五和農業協同組合における計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の4ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定36件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 16 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の 22 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、倉岳町 1 件、五和町 1 件、佐伊津町 2 件、宮地岳町 1 件、筆数は全体で 16 筆、面積は合計で 6,821 ㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の 5 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、  
(1) の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なものに該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1 番、2 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 3 番から 8 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 9 番から 11 番の申請地周辺の地図です。航空写真です。現地の写真になります。次が 12 番から 15 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 16 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ、議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、議第 16 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤本寿君） お手元の資料④をご覧ください。議第 16 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積（下限面積）の設定についてでございます。農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、天草市農業委員会が定める下限面積については引き続き 40 アールとするということでご提案させていただくものでございます。理由と致しましては、2015 農林業センサスにおいて、管内の農家で 40 アール未満の農地を耕作している農家戸数が全体の約 58 パーセントであること等、同法施行規則第 17 条第 1 項各号に定められた基準を満たしている。また、下限面積は 50 アール未満、10 アール以上の範囲においてアールを単位として定めることができるが、天草市において 40 アールと定めるのは、ほかに次のような理由による、ということと 2 点書いております。まず 1 点目でございますけれども、



農地法施行令第2条第3号の規定に基づく、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外規定（経営が集約的に行われる場合、隣接地の取得等）並びに天草市が定める「農業経営基盤強化促進法による基本的な構想」に基づく農業経営基盤強化促進法による権利設定により小規模の農地利用が可能であること。2点目でございますけれども、本年2月2日開催の天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議において、平成30年度の管内各市町の別段面積について、昨年度同様、天草地域で格差が生じないように、また、これ以上面積を引き下げると、転用の隠れ蓑にされてしまうことも懸念されるなどの理由により、引き続き天草管内は、斉しく40アールに設定する方針で、各総会に議案上程することを確認しています。以上のことから、引き続き下限面積は40アールとするということで上程をさせていただきます。資料といたしまして、2ページに別段面積の設定についてということで農地法第3条第2項、それから施行規則として、どういう場合であれば認められるかということでありまして、これにつきましては単位をアールとして10アール以上であること。次に農業委員会で定めようとする別段面積は、設定区域内において定めようとする面積未満の農地を耕作の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであるもの、というような主な規則がございまして、これに適合するかどうかということでございます。3ページをご覧くださいますと、経営耕地面積規模別農家数がございまして、まず40アール未満であるかどうかということでございますが、総数を書いていますけれども、自給的農家の2,322世帯に販売農家の各段階の世帯数を足しますと2,740戸。全体で57.92%となり100分の40をクリアしております。また30アールにおきましてはまだ49.66%ということで100分の40をクリアしておりますが、やはりこれにおきましては40アールにしておくのが適当であろうという管内の代表者の意見もございまして、引き続き40アールで上程させていただくものでございます。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま、事務局から説明がありました。皆さんからご意見やご質問はありませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ、本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり別段面積の設定を行います。

○議長（鶴田雄士君） 日程第8、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の24ページに記載しております。

農地利用・形状変更届につきましては、ございませんでした。第4条の許可不要転用届につきましては、楠浦町1件、農業用倉庫を建設するというものでした。第5条の許可不要転用届につきましては、ございませんでした。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成30年天草市農業委員会第3回総会を閉会致します。

午後2時50分 閉会

---

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 山本隆久

署名委員 宮崎義一